

報告第20号

市長専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年11月30日提出

澁川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和2年2月13日午前10時25分ごろ、渋川市石原6番地1 渋川市役所第二庁舎西側駐車場において、スポーツ健康部スポーツ課臨時職員が運転する公用車（群馬480さ6347）が後退して駐車しようとしたところ、左前方から、[REDACTED]氏が運転する乗用車（[REDACTED]所有者[REDACTED]氏）が後退してきたため、相手車両の左後部と公用車の左前部が接触し、双方の車両が破損したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和2年9月14日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉
乙 [REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費81,620円のうち40,810円を支払う。
- (2) 乙は甲に対し、車両修理費79,539円のうち39,770円を支払う。
- (3) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

40,810円